

ことを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

(公園管理者の権限の代行)

第十一条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わって行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募対象公園画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画について審査し、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の承認をすること。

五 法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六 法第十二条の三第二項の規定により、国設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の一部を都道府県に対して負担させること。

七 法第十七条第一項の規定により、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

八 法第二十条の規定により、都市公園の区域を立体的区域とすること。

九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十一 都市再生特別措置法第六十二条の三(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、都市再生整備計画(同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十条第一号において同じ。)に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三(同項第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項(同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること)を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

(公園管理者への通知)

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供する

三 市町村から協議を受け、及び同意をすること。

(占用物件)

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する放課後児童

ための看板及び広告塔

二 通所支援事業(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、

同法第六条の三第二項に規定する放課後児童

健全成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条

第一項に規定する保育所

一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

二の二 蓄電池で地下に設けられるもの

二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

四 索道及び鋼索鉄道

五 警察署の派出所及びこれに附属する物件

六 天体、気象又は土地観測施設

七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設

八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場

九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に当該施行区域内に居住することとなるものに限り、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可

二 法第九条の規定による協議

三 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

五 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

あつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

は施設

法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設

は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する放課後児童

ための看板及び広告塔

二 通所支援事業(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、

同法第六条の三第二項に規定する放課後児童

健全成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条

第一項に規定する保育所

一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

二の二 蓄電池で地下に設けられるもの

二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

四 索道及び鋼索鉄道

五 警察署の派出所及びこれに附属する物件

六 天体、気象又は土地観測施設

七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設

八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場

九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に当該施行区域内に居住することとなるものに限り、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可

二 法第九条の規定による協議

三 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

五 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

あつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

(公園管理者の権限の代行)

第十一条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わって行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募対象公園画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画について審査し、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の承認をすること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の承認をすること。

五 法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六 法第十二条の三第二項の規定により、国設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の一部を都道府県に対して負担させること。

七 法第十七条第一項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

八 法第二十条の規定により、都市公園の区域を立体的区域とすること。

九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十一 都市再生特別措置法第六十二条の三(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、都市再生整備計画(同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十条第一号において同じ。)に記載しようと記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三(同項第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項(同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

(公園管理者への通知)

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する放課後児童

ための看板及び広告塔

二 地域における催しに関する情報を提供する

三 市町村から協議を受け、及び同意をすること。

四 法第九条の規定による協議

五 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

六 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

七 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

九 法第二十二条第二項の規定により、都市公園の区域を立体的区域とすること。

十 法第二十五条の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十一 法第二十二条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

十二 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

十三 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十四 法第二十二条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

十五 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

十六 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十七 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十一 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十二 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

あつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

は施設

法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設

は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する放課後児童

ための看板及び広告塔

二 地域における催しに関する情報を提供する

三 市町村から協議を受け、及び同意をすること。

四 法第九条の規定による協議

五 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

六 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

七 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令

八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十一 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十二 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十三 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十四 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十五 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十六 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十七 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

十八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

十九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十一 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十二 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十三 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十四 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十五 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十六 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十七 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

二十八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

二十九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

三十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

三十一 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

三十二 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

三十三 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

三十四 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

三十五 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

三十六 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

三十七 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

三十八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

三十九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

四十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

四十一 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

四十二 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

四十三 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

四十四 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

四十五 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

四十六 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

四十七 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供していい旨を掲示すること。

四十八 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

四十九 法第二十二条第二項の規定により、

第三章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)
第二十二条 法第二十七条第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第五条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該公園管理者の事務所に掲げること。

二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第二十七条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。

第六条 法第二十七条第六項の規定による公示を行ふとともに、国土交通省令で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該公園管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第七条 法第二十七条第六項の規定による工

作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する情報を勘案してす

るものとする。この場合において、公園管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)
第二十五条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付

する事が適当ないと認められる工作物等については、随意契約により売却する事ができる。

下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量その他の工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の国土交通省令で定める事項を当該公園管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適當な方法で公示しなければならない。

第二十六条 公園管理者は、前条本文の規定によると競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の国土交通省令で定める事項を当該公園管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適當な方法で公示しなければならぬ。

第二十七条 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

第二十八条 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく二人以上上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)
第二十九条 国土交通大臣は、国の設置に係る都

市公園の設置及び管理に要する費用の負担に関する事務所の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、そ

れぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

(都道府県の負担金の予定額の通知)

第三十条 國土交通大臣は、國の設置に係る都市公園の管理に要する費用の負担に關し、あらかじめ、法第十二条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき負担金の予定額を通知しなければならない。当該負担金の予定額に著しい変更があつたときは、同様とする。

(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十一条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用の負担に關し、あらかじめ、法第三十三条第四項における准用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第

二十七条规定(法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十二条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に一分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用についても、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額については、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十三条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に一分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十四条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十五条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

築に係るもの額を控除した額に、都市公園の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受けたる災害復旧事業に要する費用にあつては、当該費用の額に、それぞれ三分の一を乗じて得た額とする。(納付の通知)

第二十九条 国土交通大臣は、國の設置に係る都

市公園の設置及び管理に要する費用の負担に關し、法第十二条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、そ

れぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

(都道府県の負担金の予定額の通知)

第三十条 國土交通大臣は、國の設置に係る都市公園の管理に要する費用の負担に關し、あらかじめ、法第十二条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき負担金の予定額を通知しなければならない。当該負担金の予定額に著しい変更があつたときは、同様とする。

(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十一条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に一分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十二条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十三条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十四条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

第三十五条 法第二十九条の規定による国の方

方公園管理に要する費用のうち、次に掲げる公

園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては、当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とし、(都市公園の負担金の予定額の通知)

九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他の国土交通省令で定める灾害応急対策に必要な施設(避難地又は避難路となる都市公園(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。)に設けられるものに限る。)

八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの

七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの

六 設又は改築が定められたものに限る。)

第五章 雜則

(損失補償の裁決申請手続)

第三十二条 法第二十八条第三項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人につては、代表者の氏名

二 相手方の氏名又は名称及び住所

三 損失の事実

四 損失の補償の見積り及びその内容

五 協議の経過

(損失補償の裁決申請手続)

第三十三条 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十条第二項及び法第三十一条の規定に基づく権限については、国土

交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二十二条の三第二項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第三項の規定により意見を聽くこと。

一 法第二十二条の三第二項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第三項の規定により意見を聽くこと。

- 二 法第三十三条第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を定め、及び同条第六項の規定により協議をすること。

三 法第三十四条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求又は同条第三項の規定による審査請求に対し裁決をすること。

四 第二十条第一項第一号又は第二号の規定により使用料を徴収しない公園施設又は占用物件を指定すること。

五 第二十九条及び第三十条の規定により負担すべき額を納付すべき旨及び負担すべき負担金の予定額を通知すること。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十一年十月十五日から施行する。

(公園施設に関する制限等に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に権原に基づいて設けられている既設公園施設（法附則第三項に規定する既設公園施設をいう。以下この項において同じ。）が、第八条第一項から第三項までの規定に適合していない場合においても、当該公園施設は、それらの規定にかかわらず、この政令の施行の日以後においてもなお存置することができる。この政令の施行の際現に権原に基づいて新設、増設又は移転の工事が行われている既設公園施設についても、同様とする。

（占用の許可に関する技術的基準に関する経過措置）

3 法附則第五項又は法附則第六項の規定により法第六条第一項の許可を受けたものとみなされる工作物その他の物件又は施設については、当該許可を受けたものとみなされる期間中は、新たに当該工作物その他の物件又は施設を増設し、又は移転する場合を除き、この政令に規定する占用の許可に関する技術的基準は、適用しない。法附則第五項の規定により法第六条第一項の許可を受けたものとみなされる工作物その他の物件又は施設について占用の期間を更新する場合においても、同様とする。

（国が設置する都市公園の配置の暫定措置）

4 国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園の配置の基準については、当分の間、第三条の表配置の項中「大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域」として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに」とあるのは、「埼玉県、千葉県、東京都及び

神奈川県の区域に」と、「一般的な交通機関による到達距離が二百キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して」とあるのは「国土交通省令で定める都府県の区域及び道の区域ごとに一箇所」とする。
(平成二十一年度の特例)
5 平成二十一年度において都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、次に掲げる工事に要する費用の合計額から、法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該工事に係るものとの額と第二十条の規定により徴収される使用料の額に当該都市公園の維持その他の管理(第二十八条に規定する災害復旧事業を除く。)に要する費用の額に対する当該工事に要する費用の額の合計額の割合を乗じて得た額とを合計した額を控除した額に、十分の四・五を乗じて得た額を加えた額とする。
一 園路の舗装工事であつて、都市公園を利用する者の通行の危険を防止するために速やかに行う必要があるもの
二 老朽化し、又は損傷した遊戯施設の機能を回復するための工事であつて、その利用に伴う危険を防止するために速やかに行う必要があるもの
三 老朽化し、又は損傷した管理施設の機能を回復するための工事であつて、都市公園を利用する者に対する危害を防止するために速やかに行う必要があるもの
(法附則第十項の規定による貸付金の償還期間等)
6 法附則第十一項の政令で定める期間は、五年
(二年の据置期間を含む。)とする。
前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十項の規定による貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一六
第一条（施行期日）一號抄する。
この政令は、令和六年四月一日から施行